

自転車損害賠償保険等[※]へ加入しましょう！

※自転車を利用中の事故により生じた、他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済

福岡市では、自転車利用者が加害者となる事故において、加害者側に高額な損害賠償を命じる事例が全国的にも相次いでいることなどを踏まえ、被害者救済の観点から、条例を改正し、令和2年10月1日から、自転車利用中の事故により、他人にけがをさせた場合など、相手の生命又は身体の損害を賠償できる保険等への加入を義務としています。

自転車事故の高額賠償事例

小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突し、女性は頭がい骨骨折などで意識不明の重体となった事例。

賠償額

9,521万円

対象者

自転車利用者

自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

未成年者[※]が自転車を利用するときは、その保護者が自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※成年年齢の引き下げに鑑み、文言を「児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）」から「未成年者」へ改めています（令和4年10月1日施行）。

事業者

事業活動において、従業員に自転車を利用させるときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中の事故は、個人賠償責任保険の対象外となります。

自転車貸出業者

借受人の自転車の利用にかかる自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※福岡県への届出義務があります。

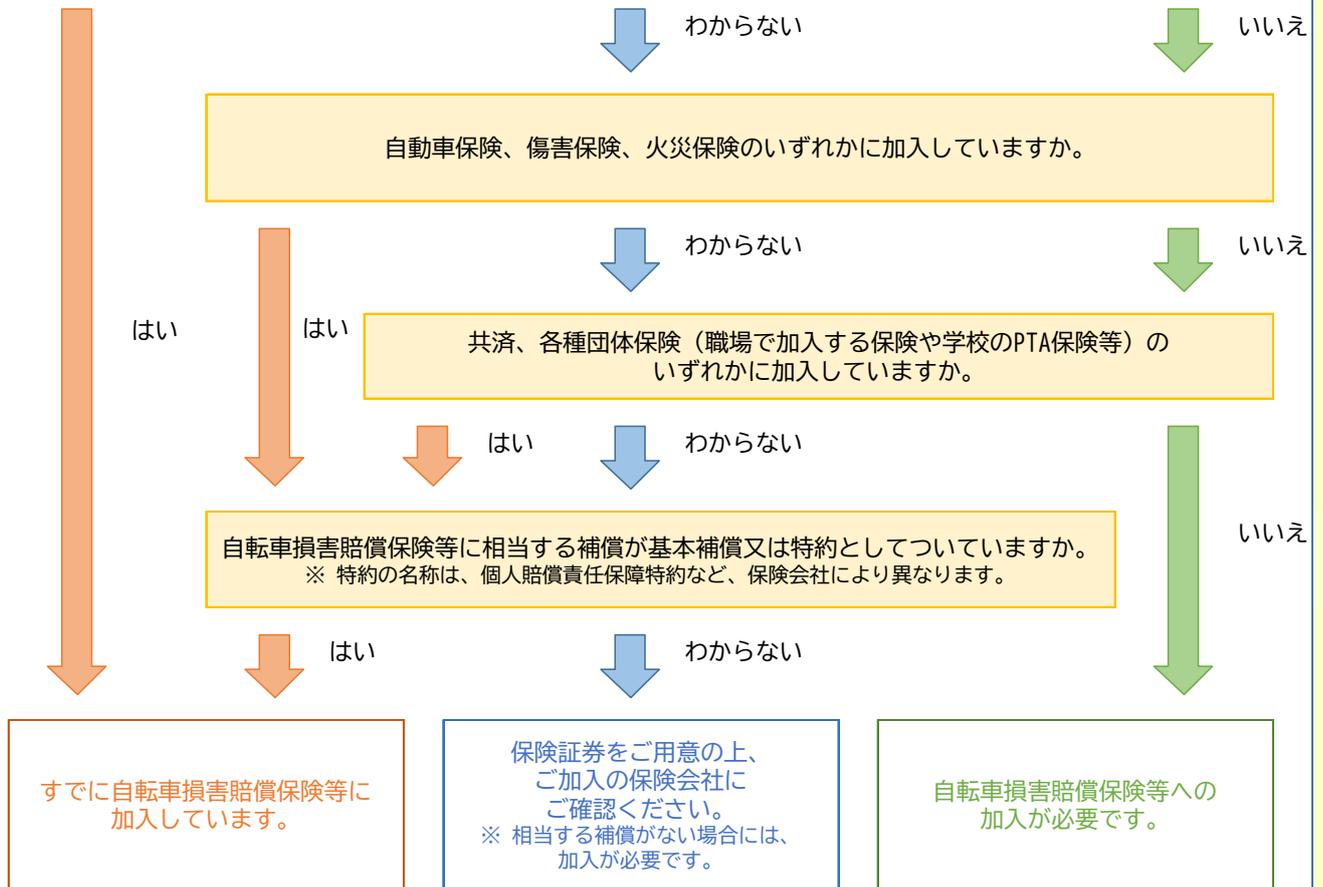
その他、

- ・自転車販売業者は、自転車購入者の保険加入の確認や保険加入に関する情報の提供
- ・事業者・学校は、通勤・通学に自転車を利用する人の保険加入の確認や保険加入に関する情報の提供が努力義務として規定されています。

★ 既に義務化の対象となる保険に加入している場合もあるので、裏面のフローチャートで自転車事故の保険等（自転車損害賠償保険等）への加入状況をチェックしてみましょう！

自転車事故の保険等（自転車損害賠償保険等）の加入状況を確認しましょう

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険等）に加入していますか。
※ 点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。



事故による損害を賠償する自転車事故の保険等の種類一覧

● 個人向けの保険

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口の保険
共済		全労災、その他共済など
TSマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

● 事業者向け・自転車貸出業者向けの保険

自転車保険の種類		保険の概要
施設所有者賠償責任保険		業務遂行中、利用者（仮受人）の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険

詳しくは、福岡市のホームページをご確認ください。

福岡市 自転車事故の保険等

検索

問合せ先：福岡市防犯・交通安全課

TEL：092-711-4061